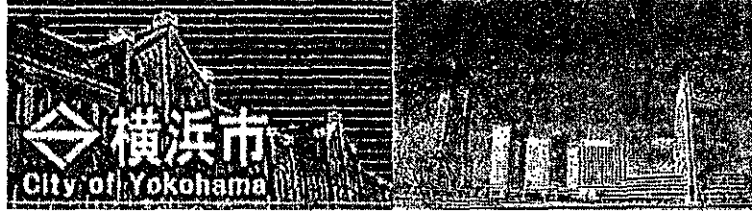


厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
**今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会**

第8回 平成17年10月12日(水)  
 ヒアリング(私見を含めて)



政令指定都市における地域との連携のあり方  
 横浜中央児童相談所長 三宅捷太

**都道府県と市町村、政令指定都市と区の  
 違い・・・似て非なるもの**

**児童相談所にとって「区」と「市町村」の違い**

- 自治体と同じ、福祉事務所・保健所(センター)が区に併置
- 本庁・児相・区の職員の人事交流が可能
- 管理指導でなくパートナーとして同格の意識
- 明確な役割分担は課題・双方の補完的分担が可能
- 単なる業務の移管には抵抗(合理的な理由が必須)
- 区への権限委譲で独自性・自立性がでてきている(横浜市)
- 個人情報・地域状況の共有が比較的可能



**国の通達や法律には政令指定都市の  
 ことの記載は少ない・・・よきに計らえ**

**横浜ってどんなところ**

人口 358万 児童(18歳未満)58万  
 出生数3.3万 小児死亡166人 16.2%  
 合計特殊出生率1.15

**18区に福祉保健センター H14.1～**

係単位までブレークダウンして再構成した  
 保健所と福祉事務所  
 子ども家庭支援担当  
 (PHN・CW・Tr・保育士・カウンセラーなど)  
 乳幼児健診・予防接種などの母子保健  
 ～なんでも相談できる子育て支援  
 ～保育園・児童手当などの児童福祉



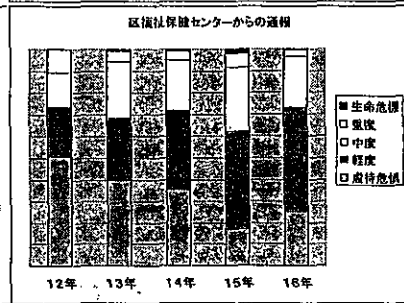
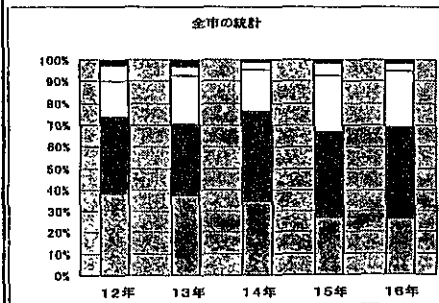
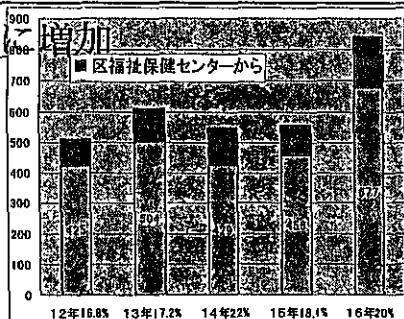
不適切な養育への気づきと支援のために

**平成16年度児童虐待把握件数(横浜市)**



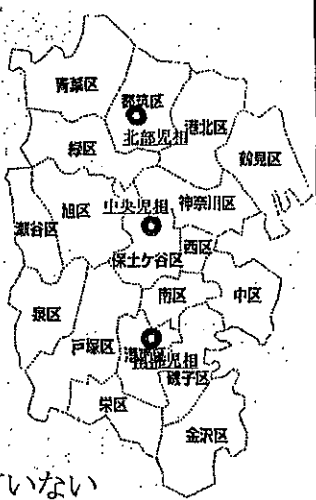
**区への対応が着実に増加**

虐待統計で見る連携  
 平成16年837件の20%が  
 区から通報されている  
 区からの通告例の中身  
 軽度例は区で対応するが  
 とにかく児相には連絡を



**区・地域と児相との連携体制の現状**

- 「虐待は児相で対応してよ」が本音
- 地域は正の子育て支援で手一杯
- 保健師(PHN)は乳幼児の母子保健、CWは保育園・児童扶養手当が主
- 地域団体・役員ともっと協働できたら
- 相談情報が一方通行で児相からの対応の報告がない事も多い
- 職種間の違いから話が通りにくい(児相: CW → 区: PHN)
- 児相から協働でなく押し付け的な事例への対応と思われがち
- 24時間365日虐待通報システム(H13～)からの情報を区と共有できていない



## 数字で見る政令指定都市・・・ 東京を含めて大都市が何でも約1/4

	全国	横浜市	政令指定都市	東京都	政令指定都市+東京都	大都市の占拠率
人口	127,532,000	3,426,651	21,537,676	12,064,101	33,601,776	26.3%
児童人口 18歳未満	21,632,176	626,546	3,890,762	1,875,613	5,766,375	26.7%
16年度 虐待件数	32,979	1,230	5,750	2,283	8,033	24.4%
虐待専従班 設置自治体数	24/46	あり	11/13	あり	12/14	52.2% 85.5%
保護所定員	2,339	69	461	124	585	25.1%
児童養護施設 在籍児	30,014	571	5,663	2,783	8,446	28.1%

※政令指定都市は都道府県から施設定員を分けてもらって始まった  
最近の施設不足は深刻、とくに横浜市は深刻

## 区の子育て支援事業の中での 児童相談の現況・主に保健師が

- 「不適切な養育」支援(母子保健・子育て支援事業の中で) H16～  
リーフレット・要支援台帳づくり・親セルフヘルプグループ支援・実態調査研究委員会
- 子ども家庭支援相談体制(4職種で平日に電話と面接で) H9～
- 地域の役員・団体、民生児童委員・主任児童委員・保健活動推進員・ヘルスマイトとの連携 特にH6～
- 「不適切な養育支援マニュアル」(厚労省の研究事業から)  
(試行 H11 乳幼児編 H12 改定H16学齢期編 H17作成中)
- 親子のピアカウンセリング事業(児相 + 区でも) H12～
- 乳幼児健診の欠席者への連絡・勧誘 H14～
- 保健師・栄養士・ヘルパーの家庭派遣事業 H17.10～  
(産後支援ヘルパー派遣事業から育児支援家庭訪問事業へ→児相)
- 区自主企画事業(一時保護事業、区子育て支援会議、・・・)

## 区との役割分担はできつつある、 研修とマニュアル作り

児相が手伝い保健師が作った

### 「不適切な養育」気づきと支援マニュアル

母子保健事業の中から「虐待捜し」でなく、養育者の抱える問題、児の育て難さなどに気づきと共感の姿勢で支援する。  
チェックリスト→ランク付け→ABは児相・CDEは区で支援

課題

- PHNだけでなくCWも協働で、そのために即戦的な学齢期編を作る
- 虐待の背景状況の調査確認に手間取ることのないように実践研修  
誰が、どこで、いつまで、なにを、どのようにするかを習得する
- 児相と区が並行して「一次通告機関」的な役割をとりに担う
- 児相の虐待把握経路は区が一番多い、地域が区に連絡し易くする
- 区から重度例が児相にくるが、児相に任せ切りでなく区との協働で

## 政令指定都市の児童相談状況

都道府県と政令指定都市・横浜市の比較

### 市町村の要保護児童対策地域協議会の現状

設置している	5.8%	代表者会議	47.2%
設置予定がある	34.8%	実務者会議	45.9%
設置していない	58.8%	個別ケース検討会議	54.5%
無回答・不明	0.7%		

### 東京都及び政令指定都市児相長会議(15自治体)から

設置している	2	すでに代表者会議あり	11
設置に向け検討中 (既設を改組予定)	13	すでに実務者会議あり	10
		すでに個別ケース会議あり	4

課題

(記載のある分のみ)

- 虐待中心の会議から要保護児童全体に拡大し転換するか
- 新たな関係機関をどう選択するか、その調整に時間がかかる
- 主管課をどうするか、区組織とするか、守秘義務が守られるか

## 横浜の要保護児童対策地域協議会 の持ち方・・・現状の強化だが

- 市レベルは市子育てSOS連絡会を  
代表者会議として位置づけた(H17.6採決、H12.12公示予定)。  
各区に地域の代表者で構成される区全体連絡会議は  
高齢者福祉や障害児福祉についてはあるが、  
子ども関係の会議は公式にはない。
- 児童虐待防止連絡会と子ども家庭支援相談連絡会を  
要保護児童対策地域協議会の実務者会議と位置づけた。
- 従来からの事例検討会は個別ケース検討会議とした。

市子育てSOS連絡会—各区児童虐待防止連絡会

(H8)

(H10)

代表者会議

実務者会議

守秘義務を義務付けて事例検討を可能にし非公開とした

## 地域の諸団体との協働が急務

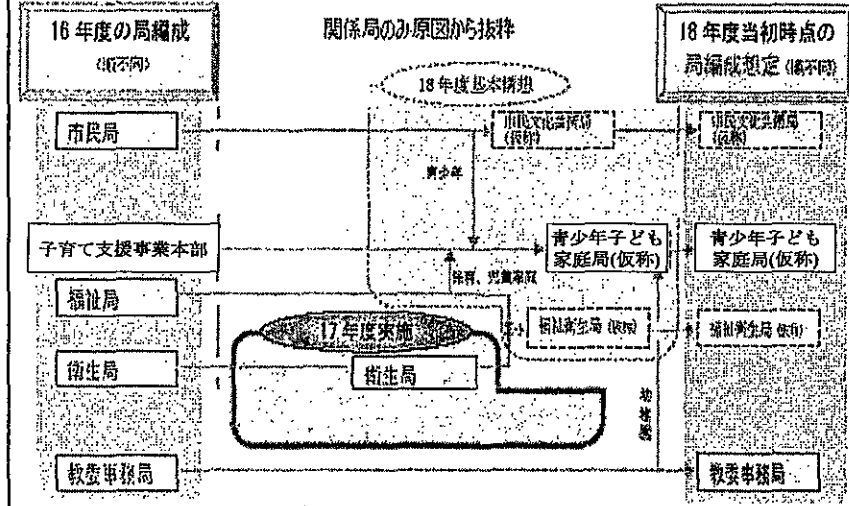
### その担当は役所のどこに・・・人がほしい

- 民生委員児童委員、主任児童委員、保健活動推進員、青少年指導委員、PTA、学地連、子ども会など地域の役員、NPO等とどう連携するか
- 警察官・弁護士・医療関係者・法医学者・家裁調査官・子どもの人権擁護委員など専門家との連携は
- 児童福祉施設・里親・FGHの子どもの生活支援  
と施設の運営支援(施設内虐待と施設不適応児)
- 専任担当部署・担当者を設置し、活動を常時支援し、啓発・研修・連絡調整が急務。兼務では限界

### 児童相談所に専門のパートが必要

## 局の再編成(青少年子ども家庭局:仮称)

…21世紀の子どもを育成するために



## 局の再編成(青少年子ども家庭局:仮称)

…21世紀の子どもを育成するために

- 児童相談所の体制強化・高機能化  
児童相談のあり方を総合的に企画調整  
子どもに関する保健・障害福祉・児童福祉・教育部門  
さらに地域の人材・資源との直接的な連絡調整
- 3(4)児相間の連絡調整
- 児童相談の流れの各部門の業務を多職種で対応  
即ち、早期対応・援助方針決定と事後指導から  
児童福祉施設と里親支援・家庭再統合まで
- 保護所の子どもへの生活支援の充実  
公教育の導入、人権・性教育の実施、アメニティの改善

## 児童相談所内の体制強化(短期的)

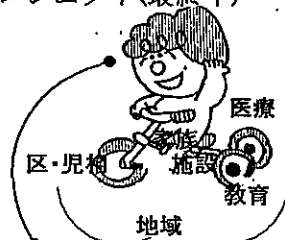
- 第4児童相談所の開設**
  - 実施設計から、円滑な工事着工に向けて協議を行う
  - 子どもの福祉を最優先し、業務を円滑に実施できる構造とする
- 家族再統合系の強化**
  - チーム体制の確立と業務内容のシステム化
  - CWを中心に心理職・医療職と協働で、施設との調整を図りつつ実施する
  - 相談・通報受理～調査・調整支援～家庭再統合・自立支援に多職種で対応する
- 一時保護所の環境改善**
  - 教育委員会と連携し、入所児童の公教育を受ける機会を確保する
  - 子どものアメニティや要員体制を再検討し環境を改善する
  - ボランティアの協力で人権教育・性教育・情操教育を行い開かれた場とする
- 児童虐待防止対策の強化**
  - 増加する児童虐待に対応するため初動体制の強化(児童福祉司等の増員、研修の充実)を図る
  - 被虐待児童・虐待者本人のケア機能の充実(精神科医の常勤配置、心理職・保健師等の増員)を図る。
- 企画、政策立案機能の創設**
  - 児童相談所の新たな事業を企画し3所の調整を円滑に行う係を設置する。

## 地域・区との連携について(1)

- 要保護児童対策地域協議会**
  - 代表者会議→子育てSOS連絡会を充実して位置づける
  - より地域団体の代表者を網羅し、守秘義務を全員に課する
  - 実務者会議→各区虐待防止連絡会を充実して位置づける
  - 子育て支援の会議と同一化させ、守秘義務を全員に課する
  - 担当者・協力者との事例検討は従来通りに実施する
- 福祉保健センターと児童相談所との連絡会議の開催**
  - 子ども家庭支援担当係長と児童相談所係長との連絡会を定例(年2～4回)で開催する
  - 中心は市職員間の連携促進ではあるが、担当者・協力者会議と連動させよう
- 養育支援マニュアル(学齢児童対応版)の作成と研修の実施**
  - 身近な区での児童相談体制を職員のレベルで可能にする
  - 従来の保健師が乳幼児に使用している「不適切な養育支援マニュアル」のCW版を作成しCWとの協働を推進する
- 障害相談業務の区との役割分担**
  - 障害の相談が区と児相とニヶ所となって利用者に不便となっている(主に支援費・在宅系)
  - 児相では入所等を要する専門性と養護性の高い事例への支援に特化する

## 地域・区との連携について(2)

- 「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」の改訂**
  - 改訂版を17年度前半に作成し関係機関と、民生児童委員・主任児童委員に配布する
  - 同時に医療機関向けのパンフレットを作成し、医師会との協働で配布する
  - 市内中核病院に院内虐待対策委員会の設置を依頼する
- 児童福祉施設と児童相談所との合同研修**
  - 昨年度に引き続き年4回実施予定
  - 施設と児相の中堅職員が毎回同一のメンバーで研修し人間的な連携を図る
  - 所内の専門研修を施設職員にも公開とする
- 里親との連携改善に向けた里親プロジェクト(最終年)**
  - 里親に関する手引きを作成します
  - 里親とFGHの支援体制を検討する
- 児童養護施設等の拡充**
  - 定員の増加、児童自立支援施設の再整備
  - 新たな児童養護施設へのニーズ調査
  - 保護所の定員を見直します



## まとめ

- 政令指定都市も区との連携に課題があることを知ってほしい
  - 地域との連携で何が課題か  
区のPHNとCWが協働して児童相談へ対応してほしい  
地域役員へ実践研修を個別的にして力量を高めたい
  - 区との連携にどんな仕方があるか  
\*区:児童相談担当の責任者が欲しい  
PHNとCW、保育士・教師・カウンセラーとのチームで対応  
\*児相:区・地域の啓発・研修・個別支援チームが欲しい  
\*要保護児童対策地域協議会の活性化  
\*NPOなど民間団体との協働体制を作りたい
- 虐待や非行を未然にどう防ぎ、家庭再統合をどう図るか  
そして最大の課題は受け入れる里親・施設のどう増加し、  
子どもの安心 安全 安定した生活をどう支援するかにある**

### 小児科医の所長の役割

- ・ 医療との連携をより緊密にしたい  
院内虐待対策委員会を中核的病院・大学病院・小児病院に、診療所から重度虐待事例の入院を促進する新たな流れを
- ・ 法医学の科学的な芽を虐待対応に  
緊急対応での虐待認定と、第三者的な鑑定を可能にする
- ・ 障害児・非行への児童相談の力量を維持する
- ・ 負の子育て支援からのノウハウを正の子育て支援に  
何よりも母子手帳交付から始まる母子保健での愛着形成の促進
- ・ 警察との関係をより緊密に連携したい  
立入り調査の円滑化、通報への警察の対応の均一化
- ・ 18歳以上の子どもへの生活・精神的支援  
東京カオンのような一時保護所、成人式を祝う、社会人の友人作り
- ・ 虐待支援の民間組織の育成  
チャイルドライン・CAP神奈川・虐待防止センター……

### 政令指定都市の基本統計諸表 (平成 17 年度)

東京都及び政令指定都市児童相談所長会議資料より(三宅作成)

※静岡市は本年度から設置 斜体太字は東京を除く第1位の自治体

	16.17.512.10.1		過去3年間平均在任期間				過去3年		児童人口1万対H16			相談処理件数児童万対					保護所定員									
	区域担当児童福祉心理職員	(一人当たりの人口)	常勤児童精神科医(常勤医師数)	児童福祉司	児童心理司	一次保護職員	職員数の被害件数	15年度立入件数	要警察困難例	養護相談	児童虐待	乳児院	養護施設	児童自立支援	里親・FGH・自立援助	情緒障害短期	児童人口で計算	保護実人数	1日平均保護人数	1人平均保護日数	最多保護人数	最多保護日数				
東京都	49	163	73983	(4)1	1.4	3.7	4.6	3.8	1	132	0	213.6	46.0	16.1	3.6	4.2	0.9	0.0	0.8	124	0.87	1500	126.0	31.0	151	147
札幌市	17	27	67493	0	1.1	5.5	5.6	3.9	3	3	0	165.6	43.9	9.8	0.4	5.4	0.6	0.0	1.9	30	1.21	369	19.0	19.0	29	129
仙台市	12	15	67202	1	1.1	3.1	3.1	3.6	1	2	0	121.7	59.0	22.4	2.4	0.7	0.4	0.1	0.2	20	1.36	130	13.0	36.0	19	171
さいたま市	7	15	68270	0					2	6	0	111.1	30.0	15.3	2.3	2.7	0.3	0.0	0.7	23	1.46	128	16.8	51.0	22	191
千葉市	9	14	63369	0	3.0	5.3	6.0	2.4	1	3	0	229.2	29.2	17.2	0.7	1.5	0.6	0.0	0.6	29	2.34	130	18.3	51.3	26	544
横浜市	20	51	67186	(2)1	1.0	6.6	5.1	4.3	0	0	0	239.9	68.9	24.9	1.6	1.9	0.3	0.4	0.7	69	1.4	485	62.0	47.0	90	370
川崎市	7	27	46291	1	1.6	4.0	6.6	3.6	1	10	4	131.6	42.1	27.0	3.5	3.4	0.6	0.0	4.6	20	1.17	187	15.4	31.7	23	170
静岡市	11	11	64228																	0		50	2.0	21.0	8	59
名古屋市	30	38	57142	(2)1	1.6	3.9	6.2	3.6	0	19	1	174.2	49.3	18.5	2.2	6.2	0.4	0.6	1.0	35	1.16	438	22.8	19.0	34	89
京都市	6	33	44476	(2)0	2.0	3.0	11.0	5.5	1	6	2	252.9	40.9	14.8	1.9	4.5	0.5	1.3	0.2	30	1.61	265	11.1	16.3	26	130
大阪市	48	48	54137	1	2.6	10.0	15.0	5.0	2	15	14	229.9	73.0	24.5	5.3	6.3	1.5	0.8	3.4	60	1.83	551	44.3	29.4	61	198
神戸市	11	25	59744	1	8.0	4.2	10.7	9.4	10	60	2	224.3	28.3	10.3	1.5	5.8	1.2	0.1	0.1	50	2.42	274	21.6	28.1	30	167
広島市	6	16	70393	1	2.0	3.0	6.0	2.1	0	1	2	151.6	39.5	26.6	1.2	3.4	0.6	0.9	0.1	20	1.16	208	11.8	20.3	20	102
北九州市	6	14	72249	所長	4.0	3.0	4.0	3.0	15	12	2	236.4	43.6	23.4	2.6	4.9	0.4	0.4	0.6	35	2.5	350	33.0	35.0	48	218
福岡市	12	16	83843	所長	3.0	3.1	9.0	4.5	3	13	0	304.5	39.2	15.0	1.7	4.8	0.4	0.1	0.6	40	2.09	308	19.4	22.9	30	119